

京都府版災害時応急対応業務標準リスト暫定版(案) ※ 今年度優先業務分

業務の項目	フェーズ	主体(府/市町村)	業務内容	主体(府/市町村)	詳細業務	
	フェーズ 1-1 (～1時間)、1-2 (1～3時間)、1-3 (3～12時間)、1-4 (12時間～1日)、2 (2～3日目)、3 (4日目～1週間)、4 (1～2週間)、5 (2週間～1ヵ月)、6 (1ヵ月～)					
<b>1: 災害対策本部の組織・運営</b>						
1-1 災害対策本部						
1-1-1 災害対策本部の設置・体制の確立						
【府庁BCP番号】	1-1	共通	(1) 初動体制の確立のため、応急対応の主体となる幹部を参集する。	府	(1) 緊急参集チームを招集する。	
	[6]	1-1	共通	(2) 災害対策本部を設置する。		
	[7]	1-1	共通	(3) 災害対策支部を設置する。		
	[9]	1-2	共通	(4) 本部の通信設備・OA機器の確保等、災害対策本部の執務体制を確立する。	府	(1) 【体制の確立】 ○本部事務局を福利厚生棟に設置・運営
	[8]	1-2	共通	(5) 現地対策本部を設置する。		
1-1-2 庁舎の機能確保						
[14]				共通	(1) 【庁舎等の被災状況調査】 ○庁舎本体の被災状況調査	
[15]	1-1	共通	(1) 庁舎施設・設備の被害状況を確認する。	共通	(2) 【庁舎等の被災状況調査】 ○電気、ガス、水道、エレベーター等設備の被害状況調査	
[16] [86]				共通	(3) 【庁舎等の被災状況調査】 ○各執務室の被害状況調査	
[18]	1-1	共通	(2) 庁舎内での負傷者の救護、エレベーター閉込めへの対応を行う。			
[17]	1-2	共通	(3) 執務室の片付け、庁舎の安全確保措置を行う。			
[19]	1-2	共通	(4) 庁舎の設備を応急復旧させる。			
[20]	1-2	共通	(5) 庁舎のライフラインの断絶(停電、断水等)に対応する。	共通	(1) 必要な場合に仮設トイレを確保する。	
	1-2	共通	(6) 庁舎の使用が出来ない場合、代替施設の確保を行う。			
1-1-3 災害対策本部の運営						
[25]	1-2	共通	(1) 第1回災害対策本部会議を開催する。	共通	(1) 関係機関に災害対策本部会議への参加を要請する。	
[27]				共通	(2) 対策本部会議資料を作成する。 対策本部会議室のセッティングを行う。	
[52]	1-3	共通	(2) 必要に応じて、個別事案への対応班を編制する。	共通	(3) 対策本部会議の開催通知を行う。 開催後に、京都府HPへ資料を掲載する。	
[25]	1-4	共通	(3) 第1回以降、状況に応じて災害対策本部会議を開催する。	共通	(1) 関係機関に災害対策本部会議への参加を要請する。	
[27]				共通	(2) 対策本部会議資料を作成する。 対策本部会議室のセッティングを行う。	
				共通	(3) 対策本部会議の開催通知を行う。 開催後に、京都府HPへ資料を掲載する。	
1-1-4 災害救助法の適用申請及び適用に係る事務						
[66]	1-3	共通	(1) 災害救助法の適用に係る事務処理を行う。			
1-1-5 記者会見・マスコミ対応						
	1-2	共通	(1) 記者会見の実施について、報道機関に周知する。			
	1-2	共通	(2) 広報責任者を設置し、取材ルールについて、報道機関に周知する。			
1-1-6 災害対策本部の解散						
	6	共通	(1) 災害対応の状況を踏まえ災害対策本部を解散する。			
1-2 人員管理						
1-2-1 職員参集・安否状況の把握						
[1]	1-1	共通	(1) 参集すべき職員へ参集連絡を行う。			
[3]	1-2	共通	(2) 職員の参集状況を把握・集計する。			
[2]	1-2	共通	(3) 職員の安否確認を行う。	共通	(1) 参集不能、安否不明な職員に対して、電話連絡、個別訪問等により状況を把握する。	

フェーズ	主体(府/市町村)	業務内容	主体(府/市町村)	詳細業務
業務の項目				
フェーズ 1-1 (～1時間)、1-2 (1～3時間)、1-3 (3～12時間)、1-4 (12時間～1日)、2 (2～3日目)、3 (4日目～1週間)、4 (1～2週間)、5 (2週間～1ヵ月)、6 (1ヵ月～)				
<b>1-2-2 職員動員状況管理</b>				
[4]	1-2	共通	(1)	災害対応における人員の過不足状況等を鑑み、各部署との調整の上で職員を最適に配置する。
[47]	1-3	共通	(2)	職員の勤務状況を管理し、適切な休息、休暇を取らせる。
<b>1-2-3 職員に対する生活支援</b>				
[5] [47]	1-3	共通	(1)	職員に対して、食糧、飲料水、トイレ、毛布等を供給する等の生活支援を行う。
	3	共通	(2)	職員自身の「こころのケア」を実施する。
	4	共通	(3)	必要に応じて、職員の公務上の負傷等に対する災害補償の事務を行う。
1-3 要人対応				
<b>1-3-1 要人の視察等への対応</b>				
[48]	3	共通	(1)	国、都道府県、その他公的機関からの視察等に対して、連絡調整及び現地対応を行う。
1-4 記録の作成				
1-4-1				
[51]	1-3	共通	(1)	災害対策本部の活動記録を作成し、文書等の整理・保管を行う。
<b>2: 通信の確保</b>				
2-1 通信確保				
<b>2-1-1 通信施設の状況把握</b>				
	1-1	共通	(1)	防災行政無線の疎通状況の確認を行う。
	1-1	共通	(2)	被災地との通信インフラの状況を確認する。
<b>2-1-2 通信手段の確保</b>				
[11]	1-1	共通	(1)	庁舎のNTT回線や防災行政無線が使用不可能な場合は、NTTへ復旧依頼を行う。
	1-2	共通	(2)	通信施設に被害が発生した場合は、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。
	1-3	共通	(3)	情報が途絶している集落等への通信手段の確保策を検討する。
<b>2-1-3 通信機能の復旧と継続的運用</b>				
[12]	1-2	共通	(1)	被災を受けた情報通信ネットワーク・システムの復旧を行う。
[10]	1-2	共通	(2)	防災行政無線を継続的に管理し、運用を統制する。
<b>3: 被害情報の収集</b>				
3-1 被害情報				
<b>3-1-1 被害情報の収集・集約体制の構築</b>				
[23]	1-1	府	(1)	府警察本部のヘリコプターによる被災状況調査を行う
[24]	1-2	共通	(2)	消防、海上保安庁、自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する
[50]	1-3	共通	(3)	地図作製班を編成し、被災状況等の整理・分析を行う
	1-3	共通	(4)	情報専門家(マスコミ関係者等)の支援や、情報担当者の訓練を通じた情報のトリアージ体制を確保する。
<b>3-1-2 各種の速報的初期被害情報の収集</b>				
	1-1	共通	(1)	TV・ラジオ等より、マスコミによる被害報道の内容を確認し、取りまとめる。
[21] [86]	1-1	共通	(2)	各部局、支部等から被害状況を収集し、取りまとめる。
[22] [80]	1-1	共通	(3)	管理施設(災害拠点施設、道路、河川、医療機関、福祉施設等)の被害状況を確認する。
[87]	1-2	共通	(4)	ライフライン事業者から停電、断水、ガス供給停止に関する情報(影響範囲、影響戸数、復旧見込み等)を入手する。
<b>3-1-3 被害情報の継続的な収集集約及び報告</b>				
[26]	1-2	共通	(1)	被害状況等を集約し、定期的に国(都道府県)に報告する。
	3	共通	(2)	被害金額等の概算を集計し、国(都道府県)に報告する。

フェーズ	主体(府/市町村)	業務内容	主体(府/市町村)	詳細業務
業務の項目	フェーズ	1-1 (～1時間)、1-2 (1～3時間)、1-3 (3～12時間)、1-4 (12時間～1日)、2 (2～3日目)、3 (4日目～1週間)、4 (1～2週間)、5 (2週間～1ヵ月)、6 (1ヵ月～)		

#### 4: 災害情報の伝達

##### 4-1 ハザード情報

4-1-1 地震情報の収集・伝達					
【42】	1-1	共通	(1)	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報等に関する情報を伝達する。	府 (1) 【緊急情報の伝達】 ○地震に係る緊急放送をNHK、KBS、FM京都へ要請
	1-1	共通	(2)	気象庁から、地震活動に関する情報を入手し、伝達する。	
4-1-2 津波に対する避難勧告・指示の発令・伝達					
【42】	1-1	共通	(1)	津波の危険性がある場合において、津波の到達範囲、浸水深の概況を把握・収集し、地図等にとりまとめる。	府 (1) 【緊急情報の伝達】 ○津波に係る緊急放送をNHK、KBS、FM京都へ要請
	1-1	共通	(2)	津波の危険が予想される範囲に、避難勧告、指示等を伝達する。	
4-1-3 土砂災害等に対する避難勧告・指示の発令・伝達					
【42】	1-1	共通	(1)	土砂災害等の危険が予想される範囲に、避難勧告、指示等を伝達する。	府 (1) 【緊急情報の伝達】 ○土砂災害に係る緊急放送をNHK、KBS、FM京都へ要請
	1-3	共通	(2)	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行う。	
	1-3	共通	(3)	治山・砂防施設の異常が発見された場合は、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。	
	2	共通	(4)	土砂災害の専門家との連携により、土砂災害等の危険性について把握する。	
	2	共通	(5)	土砂災害の発生箇所において、二次災害の防止のための監視等の検討を行う。	
4-1-4 複合災害への警戒のための情報収集・伝達					
	2	共通	(1)	複合災害発生の危険性を把握し、必要に応じて監視体制をとる(地震発生後に堤防が沈下・崩壊した場合の水害発生の危険性把握・巡回監視等)。	
	2	共通	(2)	地震発生後の台風等により複合災害の危険性がある場合において、職員動員により必要な警戒体制を構築する。	

##### 4-2 避難・安否

4-2-1 各種避難支援・安否確認(避難誘導)				
【65】 【91】	1-1	市町村	(1)	避難勧告、指示等を発令した場所において、避難誘導を行う。
	1-2	市町村	(2)	観光客・帰宅困難者等の避難状況を把握し、必要に応じて避難場所に避難させる。
	1-4	市町村	(3)	市民等の安否確認状況について広報する。
	1-4	共通	(4)	災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等による安否確認について周知する。
4-2-2 広域的な避難支援				
	3	共通	(1)	住民の広域避難に関して、避難先の市町村等との連絡調整を行う。
	3	共通	(2)	必要に応じて、避難先への移送支援を実施する。

#### 5: 応援・受援

##### 5-1 相互応援

5-1-1 応援要請					
【30】 【29】 【36】	1-3	共通	(1)	応援協定に基づき、応援要請を行う。	共通 (1) 応援協定締結機関等へ被災状況を情報提供し、応援要請を行う。 【防災機関】 ○的確な災害対応の要請 ○被災状況等の情報共有
	1-3	共通	(2)	民間団体等への支援要請を行う。	
	1-3	府	(3)	関西広域連合へ応援要請を行う。	
5-1-2 応援の受入れ(に向けた準備・手配)					
【76】 【76】 【76】	1-3	共通	(1)	対策本部事務局等に、応援機関からの情報連絡員等を受入れ、活動内容等の調整を行う。	
	1-3	共通	(2)	宿泊場所及び宿営地を確保する。	
	1-3	共通	(3)	車両集結場所及び進出経路を確保する。	
	1-3	共通	(4)	車両及び燃料を確保する。	

業務の項目		フェーズ	主体(府/ 市町村)	業務内容	主体(府/ 市町村)	詳細業務	
		フェーズ 1-1(～1時間)、1-2(1～3時間)、1-3(3～12時間)、1-4(12時間～1日)、 2(2～3日目)、3(4日目～1週間)、4(1～2週間)、5(2週間～1ヵ月)、6(1ヵ月～)					
5-2 自衛隊・航空消防防災	5-1-3 応援人員の管理運用	1-3	共通	(5) 食事及び炊事施設を確保する。			
		1-3	共通	(6) ヘリコプター離着陸適地を確保し、関係団体に周知する。			
		1-2	共通	(1)	連絡窓口を指定する。		
				(2)	災害対策本部内に、応援人員の事務スペースを設置する。		
	2	共通	(3)	人員の不足状況、応援人員の専門性等を鑑み、応援人員を最適に配置し、運用する。			
	5-2-1 自衛隊への応援要請・受け入れ						
	5-2-1	1-1	共通	(1)	自衛隊の災害派遣要請を行う。		
		1-2	府	(2)	災害対策本部内に、自衛隊の事務スペースを設置する		
		1-3	府	(3)	自衛隊の活動拠点(車両集結地・宿营地等)を確保し、自衛隊との活動内容・状況等に関する連絡調整を行う。		
	5-2-2 消防への派遣要請・受け入れ						
5-2-2	1-1	共通	(1)	消防庁へ緊急消防援助隊の派遣要請を行う。			
	1-3	府	(2)	消防活動調整本部を設置し、緊急消防援助隊の活動調整を行う。			
	1-3	府	(3)	緊急消防援助隊の活動拠点(車両集結地・宿泊場所等)を確保し、援助隊との活動内容・状況等に関する連絡調整を行う。			
5-2-3 警察庁への派遣要請・受け入れ							
5-2-3	1-1	府	(1)	警察庁へ広域緊急援助隊の派遣要請を行う。			
5-2-4 国土交通省への派遣要請・受け入れ							
5-2-4	1-3	共通	(1)	国土交通省へテックフォースの派遣要請を行う。	市町村	(1) 派遣要請を行った際には府へ報告を行う。	
5-2-5 国対策本部への応援要請・受け入れ							
5-2-5	1-3	府	(1)	政府非常災害対策本部等へ応援要請を行う。			
	1-3	共通	(2)	政府非常災害現地対策本部(府現地対策本部)の設置について調整する。			
5-3 被災市町村への支援							
5-3	1-3	共通	(1)	市町村の対策本部へ府職員を派遣し、連絡調整を行う。			
	1-3	府	(2)	被災市町村と連絡調整や支援を行い、必要に応じて、市町村間の応援を調整する。			
6: 広報活動							
6-1 広報・マスメディア							
6-1-1 全庁的な広報活動(ホームページ、広報誌等)							
6-1-1	1-1	市町村	(1)	避難所の開設状況について広報する。			
	1-3	共通	(2)	ライフラインの被害状況、二次災害防止のための措置、復旧見込みについて広報する。	共通	(1) 【広報等】 ○報道発表 ○府HP、広報媒体等	
			(3)	下水道等施設の被害状況に応じ、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を府・市民に広報する。	共通	(1) 【広報等】 ○報道発表 ○府HP、広報媒体等	
			(4)	保育、教育及び社会福祉施設等について広報する。	共通	(1) 【広報等】 ○報道発表 ○府HP、広報媒体等	
	2	共通	(5)	診療可能な医療機関や救護所(外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等)について広報する。			
	2	共通	(6)	被災状況、復旧状況、各種支援方策等を知らせる広報資料を定期的に作成し、これを用いて継続的な広報活動を行う。			
	2	共通	(7)	報道内容やインターネット上の情報を確認し、風評被害の発生等を防止するための情報発信等を行う。			

業務の項目	フェーズ	主体(府/市町村)	業務内容	主体(府/市町村)	詳細業務
	フェーズ 1-1 (～1時間)、1-2 (1～3時間)、1-3 (3～12時間)、1-4 (12時間～1日)、2 (2～3日目)、3 (4日目～1週間)、4 (1～2週間)、5 (2週間～1ヵ月)、6 (1ヵ月～)				
6-2相談窓口・電話対応					
6-2-1					
	1-3	共通	(1)	住民からの報告、相談、苦情等に対する電話対応体制を構築し、運用する。	
6-2-2					
[53]	1-4	共通	(1)	住民問い合わせ対応窓口を設置する。	
	1-4	共通	(2)	住民問い合わせ窓口に必要な職員を配置し、運用する。	
8: 避難所等、被災者の生活対策					
8-1 避難所					
8-1-1 避難所の開設・運営					
	1-1	共通	(1)	避難所となる施設の安全確認を行う。	
	1-1	市町村	(2)	必要に応じて、避難所を開設するための職員を派遣する。住民により開設された場合は、協力して避難所環境の整備にあたる。	
[67]	1-1	府	(3)	府立施設における避難所開設に協力する。	
[67]	1-3	府	(4)	市町村による避難所の開設状況等の把握及び連絡調整、助言を行う。	
	1-3	共通	(5)	避難者数と避難者からの生活ニーズの把握を行う。同時に配慮が必要な人の人数と状態把握をできる限り行う。	
	1-3	市町村	(6)	避難者名簿を作成する。	
[68] [69]	1-3	共通	(7)	避難者支援のため、備蓄している食料・生活必需品の提供を行う。	
[68] [69] [101]	1-3	共通	(8)	協定締結団体へ食料、生活必需品を要請する。	
	1-3	市町村	(9)	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。	
	1-4	市町村	(10)	避難所への安否問い合わせ対応(名簿の情報の公開等)について、共通のルールを避難所担当者等に周知する。	
	1-4	市町村	(11)	避難所の避難者名簿の管理、避難所日報作成等の各種運営支援を行う。	
[68]	1-4	共通	(12)	政府備蓄米の供出を要請する	
[105]	2	共通	(13)	共通	(1) 【市町村等からの要請に基づく人員の派遣措置】 ○府職員の派遣 ○被災していない府内市町村職員の幹旋 ○他府県職員(市町村職員含む)の派遣幹旋
	2	市町村	(14)	避難所で発生したごみを適切に分別し、処理する。	
	2	市町村	(15)	避難所のプライバシー確保対策を実施する(間仕切り、更衣室等の設置)。	
[70]	2	市町村	(16)	市町村	(1) 温かい食事の提供や、アレルギーを持つ人への対応を図る。
				市町村	(2) 関係団体へ要請する等により、避難所における炊出し環境を整える(コンロ等の提供等)。
	2	市町村	(17)	ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。	
	2	市町村	(18)	市町村	(1) 視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせる。
8-1-2 避難所の環境・健康支援及び保健衛生活動					
	1-2	市町村	(1)	備蓄品の災害用トイレを設置する。不足する場合は仮設トイレの支援を要請する。	
	2	市町村	(2)	公衆トイレの点検を実施し、利用可能な公衆トイレを周知する。	
	2	市町村	(3)	市町村	(1) トイレ、通路の確保、腰掛ける場所等(配慮が必要な人、女性等を考慮)
	2	市町村	(4)	水やミルク、おむつ、離乳食、ウェットティッシュ等、抵抗力のない乳幼児の衛生状態を確保するための物資を確保する。	
	2	市町村	(5)	避難所等での衛生管理指導を行う。配布食料(弁当等)、井戸水、炊出しの食材等の衛生に配慮する。また、広報を行う。	

業務の項目	フェーズ	主体(府/市町村)	業務内容	主体(府/市町村)	詳細業務
	フェーズ 1-1 (～1時間)、1-2 (1～3時間)、1-3 (3～12時間)、1-4 (12時間～1日)、2 (2～3日目)、3 (4日目～1週間)、4 (1～2週間)、5 (2週間～1ヵ月)、6 (1ヵ月～)				

【116】	2	市町村	(6)	食品供給事業者等に対して、安全な食品の供給指導を行う。
	2	市町村	(7)	避難所での保健活動を行う(こころのケア、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等を含む)。
	3	市町村	(8)	衣類、寝具の清潔指導や清掃の実施等の衛生環境の指導を行う。
	3	市町村	(9)	室温や換気等の室内生活環境を確認し、必要な措置をとる。
	3	市町村	(10)	避難所周辺の入浴施設(銭湯等)や、ホテル・旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供等により入浴環境を整える。
	3	市町村	(11)	臨時公衆電話の設置を依頼する。
	4	市町村	(12)	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。
<b>8-1-3 避難所での広報・情報提供活動</b>				
2	市町村	(1)	テレビ・ラジオ等の情報伝達機器を避難所等に設置する。	
4	市町村	(2)	必要に応じ、被災者の要望の調査を行う。類似の要望調査が頻回に行われていないかを把握し、適切に実施されるようにする。	
4	市町村	(3)	避難中の自宅周辺等の治安や、震災に便乗した犯罪等に遭わないための相談窓口等を設置する。	
4	市町村	(4)	被災者台帳を活用し、被災者の擁護に漏れや重複等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	
<b>8-1-4 避難所の集約・閉鎖</b>				
5	市町村	(1)	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。	
5	市町村	(2)	避難所閉鎖に伴う、閉所式、避難所清掃業務を実施し、管理者に引き渡す。	
<b>8-1-5 指定避難所外の避難者対応</b>				
2	市町村	(1)	屋外避難者や車中避難者等、指定避難所以外にいる避難者向けに、FMラジオ(カーラジオ)を用いた情報提供等を実施する。	
2	市町村	(2)	指定避難所以外の避難状況の把握手段(体制、巡回ルート等)の検討を行う。	
2	市町村	(3)	指定避難所以外の避難状況(場所、人数、介護を必要とする人数等)支援を検討するのに必要な情報を把握する。	
2	市町村	(4)	指定避難所以外にいる避難者に対して、物資提供や健康指導等を行う。	

9: 特別な配慮が必要な人への対策

9-1 要配慮者

<b>9-1-1 避難行動要支援者に対する避難支援</b>				
【59】	1-3	市町村	(1)	避難行動要支援者の被災状況、避難の支援、安否の確認等の状況を確認する。
<b>9-1-2 福祉避難所の開設・運営</b>				
【59】	1-3	市町村	(1)	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安否確認及び受け入れの可否について把握する。
	1-3	市町村	(2)	福祉避難所を開設する。
	1-3	市町村	(3)	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。
	1-4	市町村	(4)	必要に応じ、常時介護を要する人等を福祉避難所等に移動させる。
【60】	1-4	市町村	(5)	被災した要配慮者施設の応急復旧等の支援を行う。
	2	市町村	(6)	福祉避難所の避難者名簿の管理、避難所日報作成等の各種運営支援を行う。
<b>9-1-3 要配慮者に対する広報・情報提供</b>				
	1-3	共通	(1)	外国人や視覚・聴覚障害者等の情報伝達上配慮が必要な住民に対し、翻訳、文字・手話、音声等の多様な情報提供手段を用いた広報を行う。
<b>9-1-4 避難所内の要配慮者への対応</b>				
	1-4	市町村	(1)	避難所等において、配慮が必要な避難者等を把握し支援計画を立てる。また、必要に応じ、別室に誘導または医療機関・福祉避難所に移送する。
	2	市町村	(2)	高齢者や乳幼児等、配慮が必要な人に対する入浴環境の確保(介護施設の入浴サービスや民間ボランティア入浴車の手配)を行う。

業務の項目	フェーズ	主体(府/市町村)	業務内容	主体(府/市町村)	詳細業務
	フェーズ	1-1 (~1時間)、1-2 (1~3時間)、1-3 (3~12時間)、1-4 (12時間~1日)、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)			
	2	市町村	(3) 高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ(洋式等)を、トイレ業者等に要望し、設置する。		

10: 物資等の輸送、供給対策

10-1 物資の調達・供給

10-1-1 物資ニーズの把握

1-3	市町村	(1)	避難者数等から必要な水の量、食料数を判断する。
1-3	共通	(2)	各避難所等の物資ニーズを把握、集計する。

10-1-2 備蓄物資の供給

【68】 【69】	1-3	共通	(1)	備蓄している食料品・生活必需品について、提供する。
--------------	-----	----	-----	---------------------------

10-1-3 物資の調達

【68】				共通	(1)	【食料供給】 ○政府備蓄米の供出要請 ○協定締結団体等へ供給要請
【101】	1-4	共通	(1)	共通	(2)	【食料供給】 ○協定締結団体へ調達要請
【69】				共通	(3)	【生活必需品の供給】 ○協定締結団体等へ供給要請等の調達、斡旋
【70】				共通	(4)	【燃料等の確保】 ○LPガス及び器具の調達を府エルピーガス協会へ要請
	1-4	共通	(2)			関西広域連合(府や応援協定締結市町村及びその他の市町村)に、食料や生活必需品の調達について応援を要請する。
	2	共通	(3)			企業等からの救援物資の受入れの可否について判断する。

10-1-4 流通備蓄・救援物資等の供給

	1-4	府	(1)			トラック協会、倉庫協会へ物流専門家の派遣を依頼し、物流専門組織を設置する。
	1-4	共通	(2)			広域物資輸送拠点(地域内物資拠点)を指定する。
	1-4	共通	(3)			物流業者等と連携し、広域物資輸送拠点(地域内物資拠点)の確保や避難所等への配送ルートを含めた物資供給・管理システムを確立する。
	1-4.2 ※	共通	(4)			広域物資輸送拠点(地域内物資拠点)の開設を行い、物資の受入れ等を実施する。
	1-4.2 ※	共通	(5)			備蓄倉庫及び広域物資輸送拠点(地域内物資拠点)にある物資の管理を行う。
【75】	1-4.2 ※	共通	(6)	府	(1)	【救援物資の輸送体制の確保】 ○トラック協会への応援要請
	1-4.2 ※	共通	(7)			物資ニーズにもとづき物資の配分、避難所等への運搬を実施する。
	1-4.2 ※	共通	(8)			広域物資輸送拠点(地域内物資拠点)における要員確保のため、応援要請を行う。

※ 市町村: 1-4  
府: 2